

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A大学に雇用され、B所在のCセンター（以下「センター」という。）において助教として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、センターにおける作業中に鼻を柵にぶつけ、その衝撃で首を痛めた（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、翌〇日、D整形外科に受診し、「頸椎捻挫」と診断された。その後、請求人は、耳鳴り、平衡機能障害が出現したとして、複数の医療機関に受診したところ、同月〇日、E病院において「低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）」と診断された。

請求人は、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の上記傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

(2) 請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、上記傷病のうち、「低髄液圧症候群（脳脊髄液減少症）」は業務上の事由によるものと認めず、「頸椎捻挫」等は業務に起因するものとして同処分を取り消したため、監督署長は、「頸椎捻挫」等の治療に係る通院又は入院日については休業補償給付を支給する旨の変

更処分をした。また、請求人は、上記休業補償給付請求の後続請求として、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、上記変更決定処分と同様の理由により、「頸椎捻挫」等の治療に係る通院日については休業補償給付を支給し、その余は支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査請求を経て再審査請求に及んだが、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成27年労第341号事件。以下「前裁決」という。）。

(3) 請求人は、上記(2)の後続請求として、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、上記変更決定処分と同様の理由により、「頸椎捻挫」等の治療に係る通院日については休業補償給付を支給し、その余は支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付の請求のうち、受診日以外の日は療養のため労働することができない日とは認められないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下

「請求人ら」という。)は、請求人の傷病は、重篤な「頸椎捻挫」、すなわち「外傷性頸部症候群」に起因するものであり、当該傷病のため、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までのすべての期間就労できる状態ではなかったから、通院日以外の日についても休業補償給付を支給すべきである旨主張している。

(2) しかしながら、請求人らの上記主張については、当審査会が前裁決において判断を示しているところであり、本件における一件記録を精査しても、前裁決の判断を変えなければならないような請求人らの新たな主張を見いだすことはできない。

したがって、本件再審査請求についても、前裁決と同様の理由により、本件災害によるものと判断する頸椎捻挫等の療養を行うために医療機関に受診した日については休業を要したものと認め、これ以外の日については療養のための休業とは認めることができないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。